

第3章 計画の方向性

1 基本理念

すべての人が地域で幸せに暮らし、共に支え合いながら福祉のまちづくりを進めるこ
とをめざし、本計画の基本理念を次の通り定めます。

基本
理念

みんなでつくる

共に幸せを生きるまち

ふくちやま

市民憲章

幸せを生きる

わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にします。

水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。

生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。

わたしたちは、ひとりひとりの中に

人生を自由で美しいものにする力を持っています。

そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び

共に幸せを生きます。

平成3年4月1日制定

2 共通して取り組むべき事項

本計画は、福祉分野の上位計画として、各福祉分野で共通して取り組むべき事項を以下のように整理することで、各福祉分野における取組を総合的に推進していきます。

(1) 本計画での地域の考え方

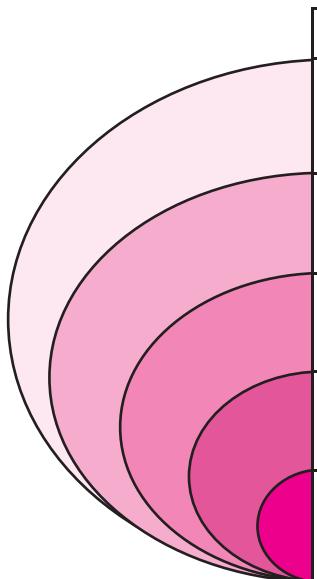
わたしたちは、さまざまな価値観や個性を持って生活する中で、お互いを尊重し合い、支え合いながら共に生活する一定の集団、地理的範囲を地域として捉え、多様な地域活動を行っています。

地域福祉の推進にあたっては、自治会を支え合いの基本としたうえで、見守り活動や防災訓練等を実施する際には、その内容に応じて自治会や小学校区、中学校区等を「地域」として捉え、活動が展開されています。

また、小学校区においては社会福祉協議会による地区福祉推進協議会が設置され、公的支援の分野では、中学校区を基本として日常生活圏域ごとに地域包括支援センターが設置されていますが、それぞれの圏域において自助・共助・公助が機能するためには、市民一人ひとりの支え合いへの意識の高揚や、公的支援体制の整備が求められています。

本計画では、第4章に掲げる施策を展開することにより、地域での生活をよりよくするため住民一人ひとりが主体的に考える「地域」という範囲が、組、隣近所から自治会、小学校区へと広がっていくことをめざしています。

さらに、地域で生活課題に直面している住民や、あるいは他者の生活課題に気づいた住民がその課題の解決に向けて気軽に相談できる場所や体制を住民に身近な圏域において整備するとともに、複合化的な生活課題に対しては、市が最終的な支援、課題解決を図るセーフティネットとしての役割を果たしていくため、包括的に支援を提供できる体制の構築を進めます。



圏 域	位置づけ・設置されている主な拠点
市全域	生活としごとの相談窓口 子育て総合相談窓口 相談支援事業所
中学校区	地域包括支援センター
小学校区	地区福祉推進協議会
自治会	支え合いの基本単位
組・隣近所	支え合いの最小単位

(2) 総合相談支援体制の整備

地域における生活課題が複合化・多様化する中で、高齢者や生活困窮者、障害のある人や子育て世帯に関する課題については、地域包括支援センターをはじめとした各福祉部門の相談窓口において状況を把握し、必要な支援に応じて随時関係部署や関係機関との連携を図ってきたところです。

また、地域においては、課題を抱える人・世帯への支援体制の整備に向けて自治会や民生委員・児童委員を中心としてさまざまな取組が進められています。

地域において困難な課題に直面したとしても、最終的には市による公的な支援体制によって課題解決が図られるという安心感があれば、地域住民一人ひとりが、より前向きに、自分たちの地域をよりよくするため主体的に課題解決に取り組むことができるはずです。

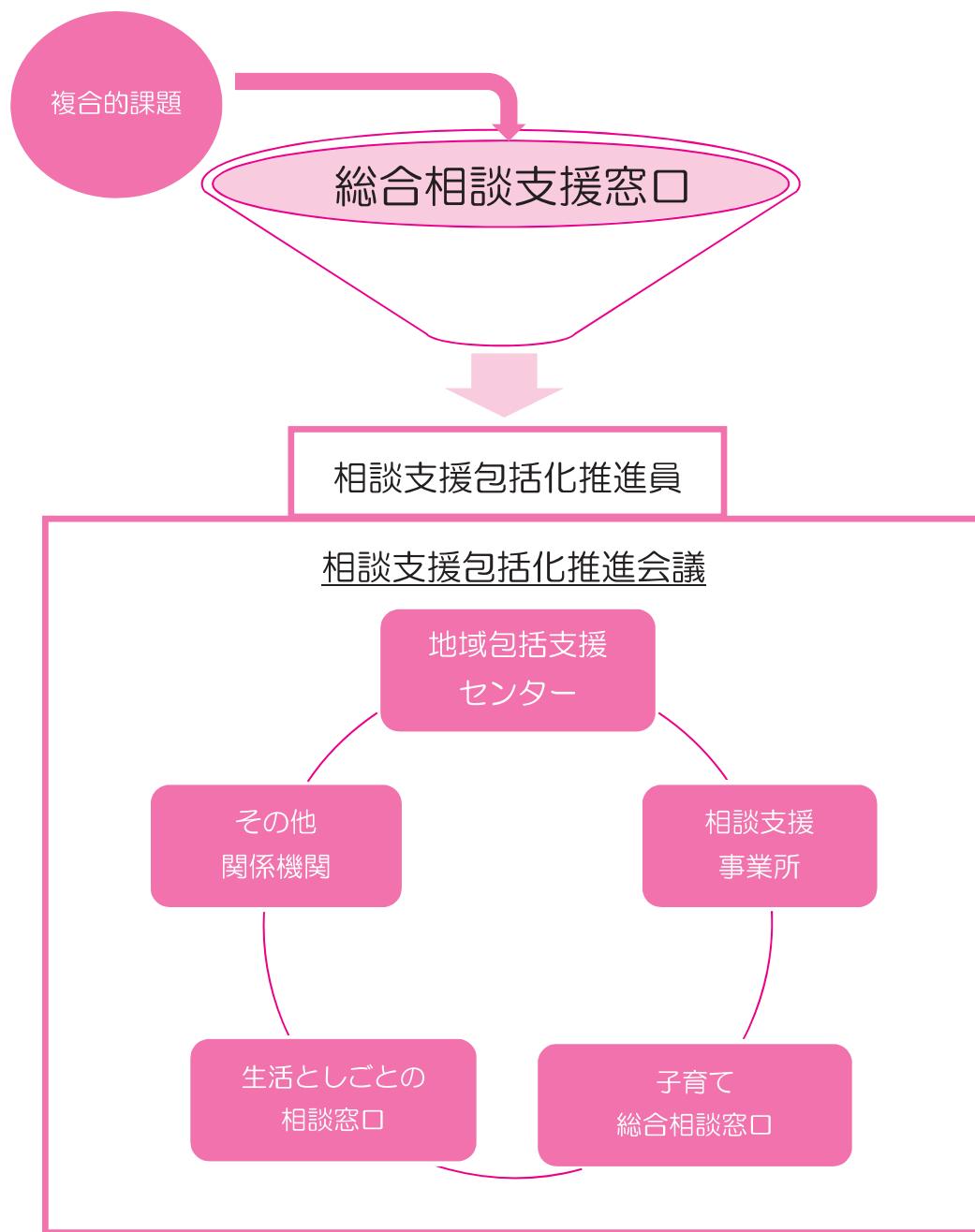
そのためにも、市による最終的なセーフティネットとしての役割が重要であり、これまで以上に迅速に適切な支援を提供するためには、総合的な相談支援体制の整備が必要です。

すべての世代における貧困とその連鎖の問題や自殺対策等への取組には、支援を必要としている人や世帯に対して切れ目のない支援を提供することが求められており、地域福祉の推進による地域共生社会の実現や、生活困窮者の自立支援が一体的に行われることが重要となります。

現状では、複合的な課題を抱える相談者等に対しては、地域包括支援センターなど各福祉分野の相談支援機関が必要に応じて相互に連携し、社会福祉協議会や民間事業所等と協力して課題の解決に向けた支援の方法を調整、検討していますが、複合化・多様化する課題解決に向けて適切に支援を提供していくためには、相談者等が抱えている課題を丸ごと受け止め、包括的に支援を調整、検討できる体制の整備が必要となります。このため、市が主体となって総合相談支援窓口の設置へ向けた検討を進め、本計画期間中の開設をめざします。



総合相談支援体制構築のイメージ



相談支援包括化推進員

複合的な課題を抱える相談者等を支援する役割として、①相談者等が抱える課題の把握、②プランの作成、③相談支援機関等との連絡調整等を行うこととされる専門職。

相談支援包括化推進会議

複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、各相談支援機関の業務内容の相互理解促進や具体的な連携方法、福祉ニーズの把握、地域に不足している社会資源の創出等について意見交換を行う会議。

3 基本方針

本計画を推進していくうえで、全体を通じて配慮すべき基本的事項を、5つの基本方針としてまとめました。

● 基本人権の尊重

地域福祉を推進していくうえで最も重要な基本的人権の尊重を、本計画の基本に据えます。すべての人が個人として尊重され、社会の一員として活躍し、多様な価値観を認め合うような地域社会づくりを推進します。

● 住民参加と市民協働の促進

市民が共に支え合う「共助」に基づくまちづくりを進めるため、地域福祉の担い手の育成や、市民・事業者・ボランティア・NPO・行政などの協働による市民参加型の福祉体制をめざします。

● 共に生きる社会づくり

地域社会から排除されたり孤立したりする人がなく、あらゆる人が地域社会の構成員として参加・活躍できるよう、包括的な支援体制の拡充を推進します。

● 男女共同参画の推進

性別を理由に十分に能力を発揮できなかったり、望まぬ立場や行動などを強要されることがないよう、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。また性的志向を理由とした差別や偏見を解消するため、多様な価値観を認め合う意識の啓発を行います。

● ユニバーサル社会の形成

すべての人が安心して日常生活を営み、格差なくスポーツや文化活動などに参加できるよう、また災害などの緊急時にすべての人の安全が確保されるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを推進します。

4 基本目標

基本理念に基づき、本計画のめざす基本的な目標を、本市の現状や前回計画の検証、市民意識調査の結果などから明らかになった課題をもとに、以下の通り定めます。

基本目標1 地域福祉の担い手としての意識を醸成する

人間関係の希薄化が進み、社会的孤立や身近な生活課題が顕在化する中で「共に幸せを生きる」ためには、地域福祉の「支え手」と「受け手」を固定化することなく、誰もが地域の支え合いの中で役割を持つことが必要です。

地域における生活上の課題が、現在または将来において自分自身や家族の課題となることを理解し、より多くの住民が、他人事を我が事として地域に関わることのできるように働きかけます。

基本目標2 地域で主体的に課題解決に取り組める体制をつくる

地域福祉に関わる人や組織の活動のさらなる活性化への支援を行うとともに、人や組織のつながりを促進するための取組を進めることで、地域において生活課題の解決に向けた取組を進めていくる土壤を育みます。

また、これまで縦割りであった支援のあり方を見直し、身近な地域において複合化・多様化する課題を丸ごと受け止め、共有することができる体制の整備に向けた検討を進めていきます。

基本目標3 住み慣れた地域で生活し続けるための支援体制を充実させる

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域によって異なる課題を抱える状況に対して、防災の取組の拡大や、身近な生活課題への対応など、必要な支援制度の整備に取り組みます。

さらに、地域において解決が困難な複合課題に対しては、専門職や関係機関の協働によって課題解決を図る包括的な相談支援体制の整備を進めます。

5 施策体系図

基本目標を踏まえて、本計画の施策の方向性を、次のように体系化します。

